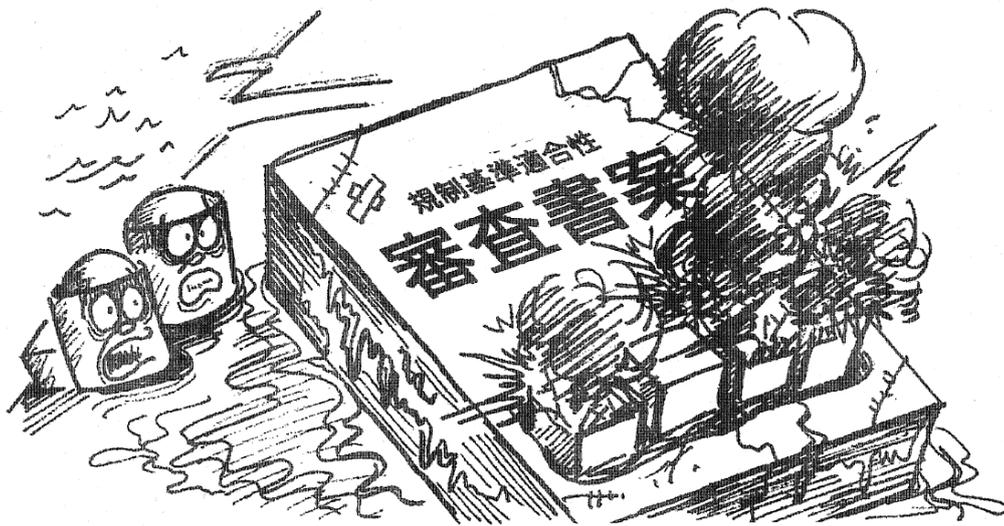


# 玄海 3・4 号機の再稼働を認める「審査書案」にノーを パブリック・コメントを出そう！

原子力規制を監視する市民の会 [2016.11.29 版]



## 締切り 12 月 9 日（金）まで

原子力規制委員会は玄海原発 3・4 号機の新規制基準適合性審査において、九州電力の原子炉設置許可変更申請を認める審査書案を提示しました。12 月 9 日を期限にしたパブリック・コメントが実施されています。玄海原発 3・4 号機の再稼働を認めないぞ！審査書案を認めないぞ！との声を集中しましょう。イラスト：高木章次

パブリック・コメントは、原子力規制委員会のサイトから直接出すことができます。

[https://www.nsr.go.jp/procedure/public\\_comment/20161110\\_01.html](https://www.nsr.go.jp/procedure/public_comment/20161110_01.html)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198282011&Mode=0>

FAX や郵送で出すこともできます。〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 安全規制管理官（PWR 担当）宛 FAX：03-5114-2179

## 玄海原発審査書案への「パブコメのタネ」

### □審査書の位置付け・結論に対して

#### ◆福島原発事故の検証が不十分

福島原発事故の検証が不十分であり、原因もわかっていません。津波前の地震の影響についても検証が不十分です。福島原発事故を教訓にするというのであれば原因の究明を先に行うべきです。

- 11 月 22 日の福島県沖地震の際、福島第二原発では、燃料プールの冷却が中断しました。原発の地震に対する脆弱性が露呈しました。
- 福島原発は大丈夫かと不安と恐怖にかられました。地震のたびに原発が心配になります。こんな怖い思いはもうたくさんです。

#### ◆避難計画では命と暮らしを守れない

現状の避難計画は、住民の被ばくを前提としており、熊本地震の経験に照らしても、実効性はなく、命と暮らしを守ることはできません。このような状況で再稼働は認められません。

- ・ 玄海原発について、要援護者の避難、安定ヨウ素剤の配布、スクリーニング場所の確保、避難経路の特定など、どの項目をとっても、実効性ある避難計画は立てられていません。
- ・ 現状の避難計画は、5キロ以遠では毎時500マイクロシーベルトという高レベルの放射能が観測されてはじめて避難を開始するというもので、住民の被ばくを前提としています。
- ・ 現状の避難計画は屋内退避を前提としています。しかし、熊本地震では多くの家屋が倒壊し、屋内退避など不可能であることが明らかになりました。
- ・ 熊本地震では、道路が寸断され交通がまひしました。緊急時に安定ヨウ素剤を備蓄場所まで取りに行くことなどできません。安定ヨウ素剤は5キロ以遠でも事前配布が必要ですが、そのような体制にはなっていません。

#### ◆原子力防災計画の欠落

重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切で実効性のあるものかどうかを確認する法的な手続きがなく、適合性審査でも検討の対象となっていないのは重大な欠陥です。

- ・ 米国では、原子力防災計画の策定が許可要件に含まれています。米国原子力規制委員会による許可がないと原発の運転はできません。
- ・ 大津地裁の仮処分決定も、福島原発事故で「事故発生時に影響の及ぶ範囲の圧倒的な広さとその避難に混乱が生じた」ことから、「地方公共団体個々によるよりは、国家主導での具体的で可視的な避難計画が早急に策定されることが必要」と指摘しています。(写真：共同通信より)



#### ◆プルサーマル運転の危険性

九州電力は玄海3号機の再稼働時にプルサーマル運転(プルトニウムを混合したMOX燃料を用いた運転)を実施するつもりでいますが、審査書案では、プルサーマル運転の危険性について十分考慮されていません。

- ・ MOX燃料はウラン燃料とは異なり、燃料が溶融する温度が低く溶融しやすい、ガスの放出率が高い、制御棒の効きが悪い、臨界に達しやすいなどの危険性があり、安全余裕が削られます。しかし、審査書案ではウラン燃料を用いる通常の運転と同じ扱いとなっており、プルサーマル運転の危険性について十分考慮されていません。
- ・ MOX燃料を用いた後に生じる使用済MOX燃料は、再処理ができず、冷却に非常に長い時間がかかります。搬出のめどはなく、地元に長期間留め置かれることとなります。プールの健全性も問題です。その意味でも、プルサーマル運転を認めるべきではありません。

#### ◆原発部品の強度不足問題の検査が先

日本製鋼材の強度不足でフランスの原発が停止に追い込まれています。玄海原発も同じ会社の鋼材が圧力容器の蓋などに使われていますが、フランスで行われたような検査が行われていません。

- ・ フランスでは、原発で使われている鋼材で「炭素偏析」が見つかり、強度不足の可能性があるととして原発停止に追い込まれています。
- ・ フランスでは、書類の確認だけでなく、検査まで行いました。その結果日本製の鋼材にも「炭素偏析」の疑いが出てきました。
- ・ 玄海原発でも同じ会社の鋼材が使われていますが、規制委・規制庁は品質管理の手順を書類で確認しただけでよしとしています。
- ・ 検査を実施させ、その結果を確認するまでは再稼働すべきではありません。

#### ◆結果は公開で審議して反映を

寄せられたパブリック・コメントについては、公開の場で慎重に審議した上で反映してほしい。

- ・ これまでの審査では、寄せられた意見の多く

が採用されず、きちんと審議すらされていませんでした。少なくとも適合性審査の会合の場で、反映の仕方について公開で議論すべきです。

- ・ 審査書案の確定の前に、住民からの意見を直接聞く公聴会を合わせて開催すべきです。

## □地震動想定に関して

### ◆地震動想定が小さすぎる

島崎元原子力規制委員の提言にあるように、基準地震動の策定に際して、過小評価となる「入倉・三宅式」を使うべきではありません。

- ・ 九州電力は、津波評価でもちいる地震については、日本の地震の特性に基づく経験式である武村式を用いていますが、地震動評価では入倉・三宅式を用いています。
- ・ 元原子力規制委員の島崎邦彦氏は、熊本地震のデータから、入倉・三宅式では過小評価であることを明らかにし、この式を原子力防災に使うべきではないとし、原子力規制委員会に指摘しました。
- ・ 原子力規制委員会は、大飯原発について、入倉・三宅式に替えて武村式を用いた試算を行いました。その結果、地震モーメントは、入倉・三宅式の約3.5倍、加速度（短周期レベル）は約1.5倍となりました。しかし、原子力規制委員会は、試算には矛盾があるとして、試算結果を否定し、玄海原発の審査に適用していません。

### ◆もう一つの過小評価…地震動は3倍以上に

地震動の想定で用いられている「壇他の式」にも過小評価があります。「片岡他の式」を用いて計算すると、玄海原発周辺の竹木場断層による地震動は3倍以上になり、再評価が必要です。

- ・ さらに、現状の地震動評価で用いられている別の式にも過小評価があることが明らかになっています。地震モーメントから加速度（短周期レベル）を算出する際に、現状では壇他の式という経験式が用いられていますが、この式は、規模が小さい地震では適合しても、規模が大きい地震では過小評価となり、大きければ大きいほどより過小評価となる傾向があります。
- ・ 規模が大きい地震を含めて、現実により適合

している片岡他の式という経験式があります。基準地震動を算出する場合は、壇他の式に替えて片岡他の式を用いるべきです。

- ・ 玄海原発周辺の竹木場断層（横ずれ断層）について、武村式と片岡他の式を適用すると、加速度（短周期レベル）は3倍以上となり、基準地震動は2000ガルを超えます。また規制委が指摘する矛盾も解消します（「美浜の会」による見解\*参照）。基準地震動の策定は一からやり直すべきです。

### ◆震源を特定しない地震動620ガルは過小評価

震源を特定せずに策定する地震動については、既往最大の1700ガルにすべきです。

- ・ 震源を特定せずに策定する地震動について、2000年鳥取県西部地震および2004年北海道留萌支庁南部地震を参照して620ガルとしています。これは、中越沖地震で基準値を大きく超えた柏崎刈羽原発の1699ガルに比べるとあまりに小さい値です。基準地震動の最大加速度は少なくとも既往最大の1700ガルにすべきです。

## □耐震性評価に関して

### ◆くり返しの揺れを想定していない

原発の設備や機器の耐震性評価では、熊本地震のように強い揺れが短時間にくり返し襲うことは想定されていません。前震や余震の影響を考慮して耐震性の評価をやりなおすべきです。

- ・ 熊本地震では短時間の間に強い揺れがくり返し発生しました。
- ・ 原発の耐震性評価では、一回の基準地震動に耐えればよいことになっています。配管の金属疲労などは、比較的弱い力でもくり返し発生することによってその影響が蓄積していきますが、そこに、基準地震動に匹敵する揺れが2度発生する場合や余震や前震の影響は全く考慮されていません。

\* 美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会「基準地震動に関する見解（2016.10.18）」  
[http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/kenkai\\_zisind\\_o161018.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/kenkai_zisind_o161018.pdf)

## □汚染水事故防止対策に関して

### ◆シルトフェンスでは防止できない

適合性審査では、福島第一原発で現に起きている汚染水事故…格納容器下部が破損して冷却水が漏れ、汚染水となって外部に放射能が大量に拡散している…について検討しておらず、防止策もとられていません。これは、格納容器が破損した場合でも、放射能の大量の拡散を防止する策を講ずるよう要求する新規制基準に違反します。

- ・ 福島第一原発における高濃度の汚染水の発生は、原子炉の冷却水が溶融燃料に触れ、それが格納容器下部の破損口から流出したことが原因です。これに建屋に入り込んだ地下水が混ざり、大量の汚染水となり、施設外への大量の放射能放出に至っています。
- ・ 設置許可基準規則 55 条では格納容器の破損に至った場合等において「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」とされています。
- ・ ところが、九州電力の対策は、格納容器上部が破損し、気体の放射能が放出した場合、それを放水砲で叩き落とすというだけです（写真：規制委説明資料より）。格納容器下部の破損による原子炉冷却水の流出と、それが汚染水という形で、施設外への放射性物質の異常な水準の放出をもたらす事態について対策はなく、適合性審査で検討もされていません。
- ・ 九州電力が海洋への放射能拡散防止対策として設置する設備に挙げているのはシルトフェンスですが、これは放水砲の水の拡散防止対策



対策イメージ(大容量泡放水砲システムによる放水)

であり、溶融炉心の冷却水を起源とする高濃度汚染水の拡散を防ぐことはできません。

- ・ 福島第一原発では、汚染水の漏えいが続いています。これを止める対応が進んでいません。原子力規制委員会は、再稼働のための審査よりも汚染水対策を優先すべきです。

## □火山影響評価に関して

### ◆火山灰濃度を 10 倍にただけでは不十分

火山影響評価において、火山灰濃度を従来の 10 倍にしましたが、富士宝永噴火の新知見から、30～300 倍にすべきです。

- ・ 原子力規制委員会は、火山灰の影響評価において、美浜 3 号機のパブリック・コメントで指摘を受けたセントヘレンズ火山における観測値を採用し、火山灰濃度の条件を従来用いていた値（アイスランドの氷河での噴火による観測値）の 10 倍にするとし、玄海原発の火山影響評価でも 10 倍の値を採用しました。
- ・ しかし、原子力規制委員会定例会合で技術基盤部が提示した電力中央研究所による新たな知見によると、富士宝永噴火において、16 センチの火山灰が積もったとされる横浜における火山灰濃度は、従来の 30～300 倍でした。
- ・ 同時に示された産業技術総合研究所の新しい知見によると、その場合にフィルターが目詰まりするまでの時間は 30 分を下回ります。非常用ディーゼル発電機のフィルタ交換には 1 時間程度かかるとされており、とても間に合いません。
- ・ 富士宝永噴火の新知見により、火山灰による影響から非常用ディーゼル発電機の継続的な運転が困難となる可能性があります。規制委は止めて検証する「バックフィット」をかけなければならず、再稼働を認めることはできません。

原子力規制を監視する市民の会 <http://kiseikanshi.main.jp/>

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 3-12-302 TEL/03-5225-7213 / FAX/03-5225-7214

**カンパ歓迎！** ★金融機関名：ゆうちょ銀行 口座名称： 原子力規制を監視する市民の会

※ゆうちょ銀行以外から：〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）当座 0449670

※ゆうちょ銀行から：00140-5-449670・加入者払込・払出店：飯田橋駅東口